

平成28年矢巾町議会定例会7月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (7月15日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○発議案第 9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	5
○発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則について	5
○発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令について	6
○閉 議	8
○署 名	9

議 案 目 次

平成28年矢巾町議会定例会7月会議

1. 発議案第 9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
2. 発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則について
3. 発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令について

平成28年矢巾町議会定例会7月会議議事日程（第1号）

平成28年7月15日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会議期間の決定
第 3 発議案第 9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
第 4 発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則について
第 5 発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係 長 藤原和久君
主 事 渡部 亜由美君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより7月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

7番 昆 秀 一 議員

8番 藤 原 梅 昭 議員

9番 川 村 農 夫 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りします。本日再開の7月会議の会議期間は、7月7日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 発議案第 9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第4 発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部

を改正する規則について

日程第5 発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部
を改正する訓令について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第3、発議案第9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則について、日程第5、発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令について、この3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規程により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、発議案第9号から日程第5、発議案第11号までの3議案は、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、政務活動費の交付額について見直し検討した結果に伴い、条例改正を行うものであります。内容につきましては、平成28年6月会議において、平成28年度一般会計補正予算第1号が可決され、議会費に3常任委員会が行う調査研修事業の費用弁償が計上されたことに伴い、議員の調査研究、その他の活動に資するために必要な経費の一部として会派に交付される政務活動費について交付額及び用途等を検討した結果、交付額を月額「2万円」から月額「1万6千円」にするものであります。

なお、この条例の施行については、本年10月から翌年3月までの下半期に交付される政務活動費から適用することとし、平成28年10月1日から施行するものであります。

次に、発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規則改正は、政務活動費の交付に係る申請書等の様式について見直し検討したことに伴い、様式の改正を行うものであります。内容につきましては、宛名の敬称を「殿」

を「様」に改め、不要な字句を削除するものであります。

なお、この規則の施行については、公布の日から施行するものであります。

次に、発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、政務活動費の運用における使途基準、細目及び様式について見直し検討した結果に伴い、改正を行うものであります。

内容につきましては、第4条及び第6条において「町外において」を削除し、第6条に調査研究、研修を行ったときは、2カ月以内に報告会の開催を義務づける一項を加えるとともに、別表の使途基準細目の内容を実情に合わせて変更するものであります。

あわせて様式について敬称、字句及び体裁等を変更するものであります。

なお、この訓令の施行については、平成28年8月1日から施行するものであります。

以上、3発議案につきまして議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第9号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第10号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第11号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正する訓令についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会7月会議を閉じます。大変ご苦勞さまでございました。

午前10時10分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員